## 第6回たつの市農業委員会総会(5月定例会)議事録

令和3年5月24日(月)午前10時から第6回たつの市農業委員会総会(5月定例会)を新館・302会議室において招集した。

#### 出席委員 19名 欠席委員 0名

1	上田	常雄	2	八木	正邦	3	永富	元	4	右田	太郎
5	岩田き	きん子	6	三村	誠	7	丸山	忠昭	8	大西	正清
9	小河	純一	10	水田	達實	11	山本	哲也	12	真殿	利晴
13	宮本	峰男	14	保田	義一	15	緒方	光男	16	猪澤	敏一
17	長谷川	澄男	18	髙見	昭義	19	大橋	正典			

#### 事務局の出席者 3名

#### 1 開 会

○会長(猪澤敏一委員) あいさつ(内容省略)

#### 2 開会宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

只今から第6回たつの市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

## ○事務局(大野泰弘君)

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名全員でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

この際ご報告いたします。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の 届出
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

#### 3 会議宣告

#### ○議長 (猪澤敏一委員)

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、8 番大西正清委員、12番真殿利晴委員にお願いします。

(「はい」) との声)

次に、日程第 2 「議案第 32 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧 書きに規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。 事務局に議案を朗読させ、説明させます。

### ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第32号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する 別段の面積の指定について」

農地を取得しようとする者の耕作面積の下限は、農地法3条の規定では北海道を除く都府県で原則50aとなっていますが、同条第2項第5号括弧書きで、農業委員会が農林水産省令で定める基準に基づき、別段の面積を定めることができるようになっています。

この度、空き家に付随する農地で区域指定の申請があった新宮町上莇原字下河原 372 番 2、373 番 1 については資料 2 ページのとおり下限面積 1 平方メートルを適用する区域として追加し、1 平方メートル区域を除く区域は 30a と定めています。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

## ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第32号」は原案のとおり決定されました。

次に、日程第3「議案第33号 農地法第3条の規定による使用 貸借権設定の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第33号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の承認 について」

3条使用貸借の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

 申請地は、新宮町
 他 1 筆の田で面積は合計で 760

 ㎡、借受人は
 (貸出人は

 、貸出人は
 (

なお借受人は自家消費の野菜を栽培したく借受けるものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は自宅前で家庭菜園を栽培したくて借りるので、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、議案第32号で「空き家に付随する農地」として別段の面積の指定を受けており1㎡から売買が可能ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、周囲に直接接する農地はなく、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

また2年間使用貸借したのちに問題が無ければ、所有権移転を行うものと思われます。

事務局からの説明は以上でございます。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

# (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第33号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 4「議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第34号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

- 3条売買の案件が2件出ていますので、ご説明いたします。
- 1件目の申請地は、誉田町 の田で面積は 568 ㎡、譲受人は 、譲渡し人は 、譲渡し人は に困っていたので、同地区で農業を行っている譲受人へ売買するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は同地区内で耕作を行っており、耕作に必要な農機具も揃っていますので、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が 30 a に達しているかについては、現在の耕作面積が 9,058 ㎡ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作していますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は周辺でも耕作していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

次に、耕作面積が30aに達しているかについては、現在の耕作面積が3,225 m²ですので条件を満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますとの事ですので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第34号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第 5「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による地上 権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第35号 農地法第5条の規定による地上権設定に対する意見について」

5条地上権の案件が1件出ていますのでご説明いたします。

申請地は新宮町 外 2 筆の田で、面積は合計で 761.63 ㎡住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地に該当します。

申請人は、借受人が 、貸渡人は 、貸渡人は 、転用目的は、売電の 為の太陽光発電パネルの設置です。

工事計画は、許可後1か月で造成し、造成後1か月で太陽光発電 設備を設置します。

必要な資金は自己資金で賄いますので、残高証明書で必要な資金 が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きはなく、太陽光発電設備の認定も受けていますので許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ んか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達す ることに決してご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第35号」は原案のとおり許可相当と意 見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第36号 農地法第5条の規定による使用 目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題とい たします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

### ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第36号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所 有権移転・売買に対する意見について」

5条売買の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は、新宮町 外 2 筆の畑で面積は合計で 1,066 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満 の2種農地と判断します。

申請人は、譲受人が |、譲渡し人は 2 名で

転用目的は、露天駐車場の造成です。

工事計画は、許可後30日で露天駐車場を造成します。

必要な資金は自己資金で賄いますので金融機関の残高証明書で 資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きはあり ませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はないので支障はな いものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので 許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

## ○議長 (猪濹敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第36号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第37号 農地法第5条の規定による使用 目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」を議題とい たします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第37号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・贈与に対する意見について」

5条贈与の案件が2件出ていますので、ご説明いたします。

1件目の申請地は、新宮町 の畑で面積は 513 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。

申請人は、譲受人が 転用目的は、露天駐車場の造成です。

工事計画は、許可後30日で露天駐車場を造成します。

必要な資金は自己資金で賄いますので金融機関の残高証明書で 資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きはありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はないので支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、御津町 の畑で面積は 480 ㎡、住宅等が連坦する区域に近接かつ農地の集団規模が 10ha 未満の 2 種農地と判断します。

申請人は、譲受人が ・ 、譲渡し人は 他 2 名 転用目的は、自己住宅の建築です。

工事計画は、許可後60日で造成し150日で自宅を建築します。

必要な資金は融資で賄いますので金融機関の融資証明書で必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、他の法令による手続きとして 都市計画法の手続きを進めていますので、許可後は計画どおり転用 するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲に耕作地はないので支障はないものと考えます

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

#### ○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

## (「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第37号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第38号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

## ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第38号 農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法による利用権設定で、今回設定する筆数は 173 筆、設定面積は 23 万 3844.5 ㎡です。

各筆の明細は別紙に添付していますとおりで、すべての案件で農地の効率利用、農作業への常時従事等、同法 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今回の利用権は市が集積計画の公告を行う6月1日から効力が発生します。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

#### ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第38号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第9「議案第39号 令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局(真殿秀幸君)

「議案第39号 令和2年度の目標とその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画の決定について」

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、 委員の日常活動を積極的に外部に示されるようご協力をお願いし ます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

# ○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので原案のとおり「異議なし」と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第39号」は原案のとおり決定することに決しました。

## 4 閉会宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の 定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年5月24日

たつの市農業委員会議長 (会長)

議事録署名委員 (8番大西正清委員)

議事録署名委員 (12 番真殿利晴委員)